

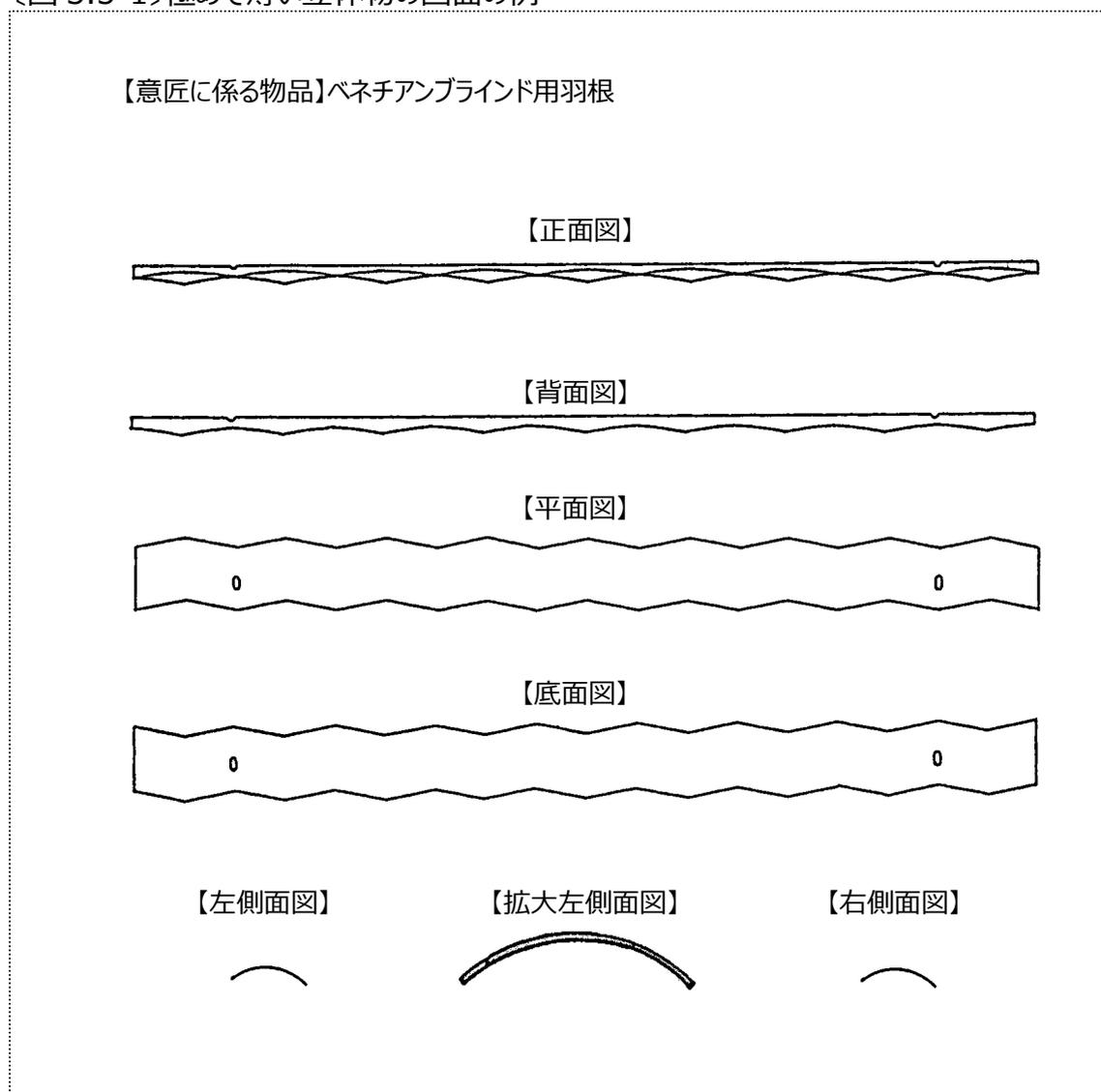
5. 立体であって厚みが極めて薄いものの場合

紙袋や衣服のように薄い素材でできているものや、建築用板材のように形状等全体の比率の中で厚みが極めて薄いものは立体形状として扱いますが、限られた作図範囲の中で、その厚みを正確に表現することが難しい場合があります。

厚みを表す作図において、厚みを示す二本の線の間隙がつぶれてしまう場合や、厚みを実際に想定しているものよりも厚めに描くことによって意匠が著しく歪められてしまう場合には、該部を単線で表することもやむを得ません。

ただし、その場合には、【拡大図】を加えて厚み、構成態様等を明確にする必要があります。

〔図 3.5-1〕極めて薄い立体物の図面の例



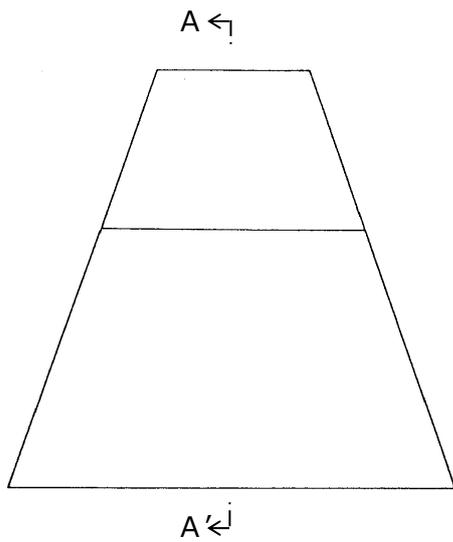
〔図 3.5-2〕極めて薄い立体物の図面の例

【意匠に係る物品】包装用袋

【意匠の説明】本物品は、セロハン等透明フィルムからなるものである。

左側面図は、右側面図と対称に表れる。

【正面図】



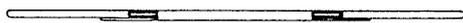
【右側面図】



【A-A線断面図】



【平面図】



【底面図】



【使用状態を示す参考図】

